
平成18年第4回(12月)南丹市議会定例会会議録(第5日)

平成18年12月21日(木曜日)

議事日程(第5号)

平成18年12月21日 午前10時開議

- 日程第1 議案第251号 平成18年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算(第2号)訂正の件 (市長提出)
- 日程第2 議案第224号から議案第251号まで (市長提出)
- 日程第3 議案第253号 (市長提出)
- 日程第4 議案第254号 (市長提出)
- 日程第5 議案第6号 南丹市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について (議員提出)
- 日程第6 議案第7号 特別委員会の設置について (議員提出)
- 日程第7 閉会中の継続審査並びに調査申出について
- 日程第8 京都中部広域消防組合議会議員の辞職について
人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第251号 平成18年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算(第2号)訂正の件 (市長提出)
- 日程第2 議案第224号 南丹市地域情報通信基盤整備基金条例の制定について (市長提出)
- 議案第225号 南丹市安全で安心なまちづくり条例の制定について (市長提出)
- 議案第226号 南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第227号 南丹市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第228号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第229号 南丹市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第230号 南丹市立学校体育施設利用条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第231号 南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第232号 南丹市過疎地域自立促進市町村計画の変更について (市長提出)
- 議案第233号 南丹市道路(旧園部町道)路線の廃止について (市長提出)

- 議案第234号 南丹市道路（旧園部町道）路線の変更について （市長提出）
- 議案第235号 南丹市道路（旧園部町道）路線の認定について （市長提出）
- 議案第236号 工事請負契約の変更について（殿田小学校改築工事（屋内運動場建設）） （市長提出）
- 議案第237号 京都府後期高齢者医療広域連合の設立及び規約の制定について （市長提出）
- 議案第238号 国民健康保険南丹病院組合理約の一部変更について （市長提出）
- 議案案239号 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合理約の変更について （市長提出）
- 議案第240号 京都府自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府自治会館管理組合理約の変更について （市長提出）
- 議案第241号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について （市長提出）
- 議案第242号 京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について （市長提出）
- 議案第243号 平成18年度南丹市一般会計補正予算（第4号） （市長提出）
- 議案第244号 平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） （市長提出）
- 議案第245号 平成18年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第2号） （市長提出）
- 議案第246号 平成18年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） （市長提出）
- 議案第247号 平成18年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第2号） （市長提出）
- 議案第248号 平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） （市長提出）
- 議案第249号 平成18年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第3号） （市長提出）
- 議案第250号 平成18年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第1号） （市長提出）
- 議案第251号 平成18年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算（第2号） （市長提出）
- 日程第3 議案第253号 南丹市自治功労者の表彰について （市長提出）

- 日程第4 議案第254号 南丹市特別職員及び教育長の給与の額の特例に関する条例の制定について (市長提出)
- 日程第5 議第6号 南丹市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について (議員提出)
- 日程第6 議第7号 特別委員会の設置について (議員提出)
- 日程第7 閉会中の継続審査並びに調査申出について
- 日程第8 京都中部広域消防組合議会議員の辞職について
人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員 (26名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 仲 村 学	9番 中 川 幸 朗
10番 小 中 昭	11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫
13番 矢 野 康 弘	14番 森 嘉 三	15番 外 田 誠
16番 片 山 誠 治	17番 中 井 榮 樹	18番 西 村 則 夫
19番 井 尻 治	20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治
22番 八 木 眞	23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治
25番 村 田 正 夫	26番 高 橋 芳 治	

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美由紀

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	助 役	仲 村 脩
助 役	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
福 祉 部 長	永 塚 則 昭	事 業 部 長	松 田 清 孝
福祉事務所長	永 口 茂 治	水道事業所長	井 上 修 男
教 育 次 長	東 野 裕 和	総務財政課長	伊 藤 泰 行
企画情報課長	小 寺 貞 明	監 理 課 長	井 上 秀 雄

税務課長	橋本 早百合	合併調整室長	大野 光博
市民課長	吉田 進	健康課長	大内 早苗
土木建築課長	川勝 芳憲	都市計画課長	西岡 克己
農林商工課長	神田 衛	上水道課長	寺尾 吾朗
下水道課長	栃下 孝夫	教育総務課長	榎本 泰文
学校教育課長	勝山 美恵子	社会教育課長	波部 敏和
出納課長	寺尾 眞知子	農業委員会事務局長	川辺 清史
園部支所長職務代理者			
園部支所地域総務課長	山内 明		

午前10時00分開議

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は26名であります。

定足数に達しておりますので、これより12月定例会を再開し、本日の会議を開きます。

それでは本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 議案第251号

○議長（高橋 芳治君） 日程第1、議案第251号「平成18年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算（第2号）訂正の件」を議題といたします。

市長からの訂正の理由を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。

ただいま上程いただきました、議案第251号、平成18年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算（第2号）の事件訂正請求書につきまして、ご説明を申し上げます。

本請求の内容につきましては、平成18年12月5日の定例会当初に提案をいたしました議案第251号、平成18年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、第3条支出中において、第1款事業費用、第2項営業外費用を記載するところをこの部分が欠落いたしておりましたので、南丹市議会会議規則に基づき、事件訂正請求書を提出させていただいたものであります。つきましては事件訂正につきまして、ご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（高橋 芳治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第251号「平成18年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算（第2号）訂正の件」については、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第251号「平成18年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算（第2号）訂正の件」については、これを承認することに決しました。

ここで暫時休憩といたします

10時10分から再開いたします。

よろしく申し上げます。

午前10時02分休憩

午前10時09分再開

○議長（高橋 芳治君） 休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第2 議案第224号から議案第251号まで

○議長（高橋 芳治君） 日程第2「議案第224号から議案第251号まで」を一括して議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（谷 義治君） みなさん、おはようございます。

今定例会で、総務常任委員会に付託されました議案は16件であります。12月14日に委員会を開催し、慎重審議を行いました。その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

まず、議案第224号、南丹市地域情報通信基盤整備基金条例の制定について及び議案第225号、南丹市安全で安心なまちづくり条例の制定については、新たな条例を制定するものであり、その必要性を理解し、委員全員の賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第226号、南丹市職員の給与に関する条例の一部改正については、委員から多くの質問や意見が出たところではありますが、討論を行って表決に入りました。反対としては、本条例改正は公務労働に、いわゆる成果主義・成績主義を持ち込むことになる、またラスパイレス指数が80%台の本市職員の給与がさらに低くなること等により、反対というものでございました。賛成としては、地方公務員の給与が民間企業従業員と比較して高い水準にある結果であり、やむを得ないとのことでありました。ただ特

に本市において、合併時に職員給与の格差が生じ是正が完全に行われていない、すなわち5万円から6万円の給与格差が生じたため、1万円の範囲の是正にとどまっているとのことであり、給与に対する課題を残していることが判明し、このことの解決が先決であるとの意見があったことを申し上げておきたいと存じます。表決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第227号から議案第232号まで、及び議案第240号から議案第242号までの9議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第236号、工事請負契約の変更については、発注者側の判断に甘さがあって、体育館工事に取り入れ一体的に施工すべきものが欠落していたもので、注意を喚起し、手戻りなることを防止するため、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上が、条例関係の関係議案であります。

次に、予算補正につきまして報告いたします。

議案第243号、平成18年度南丹市一般会計補正予算(第4号)のうち、総務常任委員会に付託された予算について、審議過程の中で明確になった点について述べておきたいと思えます。

一つ、地域情報基盤整備事業については、落札率が50%近いもので、入札差金が生じましたが、これを次年度に前倒しで実施することは補助金制度上できないことで、やむなく減額することとなったこと。2、JR山陰線複線電化整備事業の減額については、亀岡市内で予定通り進捗が図れないため、後年度の負担となったものであること。3、本庁の立体駐車場計画は、議会の意向を踏まえ検討の結果、白紙撤回することに決定されました。これに伴い減額の補正措置が取られたこと。ただし、10款教育費、6項保健体育費において、BGプールを解体撤去し、更地の状態で駐車場として利用できるようするために委託料と工事費を今回計上したこと。4、スプリングスひよし管理運営基金は、議会の議論を踏まえ、基金戻しの措置が取られたこと。その他質疑がございましたが、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第247号及び議案第250号の2特別会計補正予算につきましては、全員賛成で可決すべきものと決しました。

その結果を議長に報告いたしました。その報告書は、お手元に配布しております委員会審査報告書のとおりであります。

以上をもちまして、総務常任委員会付託議案の委員長報告といたします。

○議長(高橋 芳治君) 続いて、中川産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(中川 幸朗君) 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました、産業建設常任委員会に付託をされました議案の審査結果を報告いたします。本件につきましては、平成18年12月18日及び12月21日に委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

議案第233号、南丹市道路(旧園部町道)路線の廃止について、議案第234号、

南丹市道路（旧園部町道）路線の変更について、議案第235号、南丹市道路（旧園部町道）路線の認定についての3件は、12月18日に現地調査を実施し、審査を行いました。いずれも異論なく表決の結果は、全員が賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第243号、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第4号）、議案第248号、平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第249号、平成18年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第251号、平成18年度南丹市上水道事業会計補正予算（第2号）の4件については、表決いたしましたところ、すべての議案に全員が賛成で可決すべきものと決しました。

以上、誠に簡単ではございますが、産業建設常任委員会に付託をされました議案の審査経過と結果の報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、松尾厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（松尾 武治君） おはようございます。

それでは厚生常任委員会に付託されました、議案第237号、議案第238号、議案第239号、議案第243号、議案第244号、議案第245号、議案第246号について、去る12月15日に委員会を開催して審査いたしましたので、主な意見を加え、審査結果の報告をいたします。

議案第237号、京都府後期高齢者医療広域連合の設立及び規約の制定についての主な意見について説明いたします。保険料額は上がるが、具体的な数値があるのか。保険料は年金からの天引きとなるが、払えない人に対する減免制度は。設立準備委員会のメンバーと経過説明を求める問いに対しまして、12月定例会で承認をいただいたら、知事から設置許可を受け広域連合会長の選挙、議会議員選挙という流れになります。3月議会で議員選出をお願いしていかなくてはならないのではないかと考える。保険料の見込みについては、まだ算定されていない。徴収事務は市町村で行い、資格審査等は広域連合で行うが、法に基づく対応になる。準備委員会は9月に市町村長が集まり結成された。10月2日、18日に正副会長会で検討し、10月24日に準備委員会に諮り、そこで了承された件を今回の提案とした。準備委員会の会長が四方綾部市長、副会長が久村京田辺市長、汐見井出町長、上原京都市副市長となっている。

議案第237号、京都府後期高齢者医療広域連合の設立及び規約の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第238号、国民健康保険南丹病院組合格約の一部変更について、これに対する主な質問につきましては、自治法の改正により助役が副市長になるが、具体的に権限の変更はあるのか。また副管理者の人数は変わるのかとの問いに対しまして、名称だけで権限等は変わらないと聞いている。また規約の変更だけで人数の変更はない。関連した質問の中で南丹病院で発生した集団胃腸炎の報告を求めました。これに対しまして、11月3日、南丹病院において集団胃腸炎が発生し、保健所には9日に通報があった。当初、入院患者が43名、職員が15名という報告があった。最終的には11月20日に

終息の報告があり、その時点で入院患者57名、職員23名の合計80名の感染胃腸炎であると報告があった。これに関連した説明の中で、南丹市全体のノロウィルスの発生状況が説明されまして、高齢者福祉施設等6施設で発生、うち4施設については終息している。患者数は京都府全域で2.7倍、南丹市内で通常の約3倍であるという報告がありました。これに対して市側としては、11月発行のお知らせ版でノロウィルスの予防についての啓発を行ったという報告がありました。

議案第238号、国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更については、原案どおり可決されました。

次に、議案第239号、京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に議案第243号、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第4号）についての主な質疑内容を報告いたします。

公設民営化補助金（診療所地域医療活動助成金）2,000万円の支出の内訳と、美山診療所における医師不足と地域医療の考え方に対して質問がございました。2,000万円の補助金内容につきましては、美山診療所の補助金で上半期の運営状況としては4月の診療報酬の大幅な引き下げ等により、医療収入が落ち込み前年同期2,576万5,000円が2,307万8,000円と、268万7,000円の落ち込みとなっているような状況で、当初は500万円の助成金を計上していたが、今後年間4,000万円を超える医療損失の予算執行となることが見込まれていることを受け、今回の補正となったと説明がありました。

次に、美山診療所の長期的な抜本の見直しを考えているのか。民営といえども補助金を支出しているので、経営体制を考えなければならない。南丹市は南丹病院組合を作っている。美山独自ではなく、広域的にいかに南丹市の負担を少なくして高度な医療を受けられるか、議論が一番大事であると。美山町独自でやらなければならないということがあるのか、と感じる。交通の便も良くなり考えていかなければならない問題であるという問いに対しまして、理事会でも今後のあり方、改善策等について議論をしている。行政としても、どういう支援が今後できるのか検討を重ねている。京都府の地域医療対策、または医師バンク等の支援をいたくなかで取り組みを進めていきたい。今後のあり方としては、医療・介護・福祉の連携の中で先進的にされている事例等を十分検討し、より良い地域医療のあり方を考えていきたいという答弁がございました。

次に、生活保護費支給事業について、現在の生活保護世帯の数は、の問いに対しまして、生活保護世帯につきましては、18年1月の引継ぎ段階で190世帯、10月末現在では199世帯、トータル的に9世帯の増となっておる。内訳は新たに31世帯増えている。その差が減った数になるが、減ったのは仕事が決まり、保護世帯から外れたというよりも、死亡により外れたものの方が多い。11月末現在では新規として40世帯

ぐらいになっている。調査中のものも数件あり、まだまだ増加傾向にある。南丹市の保護率は1月の段階で7.98%、10月末では8.94%に増加している。全国的平均でいくと低い方である。

次に、新規事業としてあげられておりますものにつきまして、高齢者虐待防止事業、要保護児童対策事業の内容の説明が求められました。高齢者虐待防止事業につきましては、18年度から地域包括支援センターを立ち上げ、高齢者に対する支援をしているが、センターを中心にしたネットワークを構築することで虐待防止をすることとしておる。その費用的なものが今回の予算計上となっている、という説明でございました。

議案第243号、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第4号）につきましては、原案どおり可決されました。

次に、議案第244号、平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案どおり可決しました。

次に、議案第245号、平成18年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）につきましても、原案どおり可決しました。

議案第246号、平成18年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案どおり可決しました。

以上で、厚生常任委員会に付託されました議案審議の報告といたします。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

3番、高野美好議員。

○議員（3番 高野 美好君） 日本共産党・住民協働市会議員団を代表いたしまして、議案第226号、南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について、反対討論をいたします。

自治体の職員給与は、人事院勧告に準拠して、それぞれの自治体の条例で定められてまいりました。人事院勧告制度は、もともと憲法違反の制度ですが、官民比較を行うなど、それなりの役割を果たしてまいりました。ところが人事院は、政府の強い意向を受けてストライキ権などの労働基本権剥奪の代償機関の役割をなげうって、国の財政危機の付けを職員に押し付ける、総人件費抑制に乗り出してまいりました。平成17年度人事院は、50年ぶりともいわれる給与構造改革を勧告し、公務員の賃金制度を根本から改悪し、成績主義・査定賃金制度を公務労働に持ち込み、物言わぬ公務員づくりを進め

る内容となっております。

その問題点の第一は、昇給カーブのフラット化、いわゆる平準化でございます。平均4.8%、最大で7%の賃下げとなります。生涯賃金を計算をいたしますと、50歳の職員で280万円、35歳の職員で3,300万円、高卒の新採職員で3,500万円にも上る削減との試算が出されております。若ければ若いほど、生涯賃金が下がることになっております。

第2点目は、現給保障という幻想であります。5年間は今の給料を保障しようという制度ですが、現在の給料が構造改革後、すなわち本条例の制定後、退職時の水準以上であれば、一生現行水準を上回ることはありませんし、それ以外の職員は5年目以降は低い水準に引き下げられることとなります。

第3点目の問題点は、現在の給料表の1号級を4分割することにあります。職員をAからEの5段階に評価をし、Aは極めて良好として8号級昇給、Bは特に良好として6号級昇給、Cは標準、Dはやや良好でない、Eは良好でないと評価し、昇給に差別を持ち込もうとすることにあります。職員20人に1人だけAと評価され、今までの2倍昇給する。Eと評価されますと1円も昇給しないこととなります。しかもその評価は上司が決めるということになっております。その評価もAは全体の5%、Bは15%、そのほかの評価は人員分布率は定めないとされておりまして、いわゆるタコの足の食い合いで、総人件費を引き下げることが狙ったものであります。すなわち職員を勝ち組と負け組に選別することとなるわけでありまして、この成果主義賃金の導入は、民間でも破綻をしており、人事院も評価制度は成果が数字に表れにくいという公務労働の特性や、チームワークが重視される職場風土の元で、職員を評価するシステムや技法が十分に定着してないとしておりますし、京都府の石野地方課長もこの制度導入については、市町村は十分研究してやる必要があると述べております。当議会の総務委員会で事務当局は、評価制度は当分一般職には適用しないと答弁をされておりますが、給料表の4分割は評価の導入を前提としているものであり、いずれは住民より上司に顔を向けて仕事をすることになり、住民サービスの低下や同僚同士のいがみ合いにつながることとなります。

第4点目の問題点は、合併時の給料決定に問題があるということにあります。その証拠に、職員組合から合併時の給料決定について疑問や不満を持っている職員がおり、その決定についての納得のいく説明を求める申し入れ書も当局に提出されると聞いております。現状のままでの条例改正は、職場にさらなる混乱と不団結を起こすこととなります。

第5点目の問題点は、国家公務員との給与水準を比較するラスパイレス指数は、当南丹市の職員は86となっておりますが、本条例案はさらに給与水準を引き下げることとなります。いたずらに人事院勧告どおりの平均4%削減の表に書き換える必要性はまったくなく、府内の市町村との比較においてもせめてラスパイレス指数90台の水準に改善すべきだと考えます。

以上、5点にわたって本条例改正案の問題点を指摘いたしました。何よりも大切にしなければならないのが労使合意のもとに進められる課題であるということです。市長と職員が常に良好な関係を保ってこそ、市民の立場に立った市民本位の行政が推進できると考えます。職員組合との合意抜きに提案されている本議案に、到底賛成することはできません。

議員諸侯の賢明なるご判断をお願いをして、反対討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて5番、川勝眞一議員。

○議員（5番 川勝 眞一君） 議席番号5番、川勝眞一です。

議案第243号、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第4号）について、丹政クラブを代表いたしまして、賛成の立場で討論を行います。

通告にしたがいまして討論いたします。

平成18年1月1日に園部・八木・日吉・美山の4町が対等合併し、ふるさとに誇りと希望をもち、安心して暮らせるぬくもりのあるまちをのスローガンに、佐々木市政が若者が安住するためのまちづくりを主要プロジェクトに位置づけ、生活・交通基盤などの整備とともに、子育て支援策を全市に拡大を行い、市民サービスの充実を目指し、今回の補正予算で理事者並びに担当職員の知恵と工夫が認められるところでもあります。その結果、施策の見直しと取り組みの中、歳入歳出総額を3億5,256万5,000円減額し、補助金の削減、市単独施策の削減など、合わせて歳入歳出予算総額を250億2,688万2,000円に補正するものであります。

総務・厚生・産業建設各委員会に付託された一般会計補正予算の詳細については、去る12月14日より18日まで各担当者の出席を求め、慎重に審議されました。

内容は総務費で、財産管理費、庁舎等施設整備事業1億5,385万の減額で、BGプールなどの土地建物の有効利用や情報化推進費、地域情報基盤整備事業の日吉・美山町での入札で落札率50%台と、平成19年へ繰り越しで4億3,328万8,000円の減額などで5億7,113万円の減額計上で大きな成果を上げています。

民生費では、社会福祉総務費、福祉医療費支給事業で障害者自立支援法の地域生活支援事業などで1割の自己負担導入無しや、高齢者福祉費、老人医療費支給事業などで8,522万3,000円の追加はありますが、衛生費・土木費・教育費など、どの費用に対しても必要な部分には出し、検討を必要とする部分には見直しを行う姿勢を評価します。

市債、借金においては、合併と特例債の減額等で5億60万円の減額補正で、今後一層の推進をお願いいたします。

一つ市長に期待することは、財政の厳しいなか、入札制度改革に取り組んでいただきたいのと指定管理者制度でコスト削減を実現していただきたい。その他、南丹市安全で安心なまちづくり条例案など、計32件の提案を推進するとともに、市民サービスを低下させることなく、一層の市政の発展と市民福祉の向上が図られることを期待いたしま

して、私の平成18年度南丹市一般会計補正予算（第4号）の賛成討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて1番、仲絹枝議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） 皆さん、おはようございます。

議席番号1番、仲絹枝でございます。

日本共産党・住民協働市会議員団を代表いたしまして、議案第237号、京都府後期高齢者医療広域連合の設立及び規約の制定について、反対討論をいたします。

2008年、平成20年4月から施行される予定となっております、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を現在加入している国民健康保険や組合健保などから切り離し、後期高齢者、75歳以上の高齢者だけを被保険者とする独立した医療保険制度でございます。これは今年6月の第164回通常国会で成立した医療制度の改悪法の一つでございます。この制度の最大の問題は、後期高齢者の医療給付費が増えると、後期高齢者の保険料の値上げにつながっていくということでございます。また、窓口一部負担も原則1割、一定所得以上は3割とされ、このことは受診抑制につながり、お金のある高齢者だけが受診でき、お金のない者は医者にもかかれないうような差別医療の危険性も伴っております。高齢者の命と健康に重大な影響をもたらすことになりかねません。後期高齢者の医療費が増えることは、半ば当然のことで、だからこそ全体で支える仕組みが必要だと考えます。この規約が議決されれば、3月議会で広域連合議会の議員が選出され、保険料や保険料の減免の有無、財政方針、給付計画など、高齢者の生活にかかわる重大問題を決定されることとなります。保険料については、連合内は均一保険料となり、国保の算定方法が参考にされ、頭割りとしての応益割、所得に応じた応能割が5対5で設定され、応益割の全国平均が約3,100円、応能割が最高3,100円ともいわれております。厚生労働省の試算では、2008年度の一人当たり保険料は年額6万1,000円となっており、というような報告もあります。徴収については、介護保険料と同様の特別徴収という年金からの天引き方式となり、年金額の低い高齢者にとっては負担が重くのしかかかっていきます。保険料を滞納した場合には、国保同様に有効期限が3ヶ月から6ヶ月の短い短期被保険者証が発行されるようです。また滞納発生後1年を経過した滞納者に対しては、特別の事情がない限り資格証明書の発行も義務付けられています。全国的には国民健康保険において資格証明書が発行されて、受診を控えたり、治療を中断して死亡するケースもあるのが現状でございます。今のところこの南丹市では、資格証明書の発行はなく、短期被保険者証で対応されているということですが、今後この制度が導入されれば、これまで市町村窓口で行ってきた事務が広域連合で処理されることになり、住民の顔が見えないなかで、資格証明書の発行が事務的に行われるのではないかと大変危惧しております。こういった問題がある制度の下での京都府後期高齢者医療広域連合の設立、規約の制定には、反対の立場を表明いたします。

議員の皆さまの賢明なるご判断をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、2番、大面一三議員。

○議員（２番 大面 一三君） 議席番号２番の大面でございます。

日本共産党・住民協働市会議員団を代表いたしまして、議案第２４３号、南丹市一般会計補正予算（第４号）につきまして、賛成討論を行ってまいります。

今年３月議会におきまして、本庁舎入口に鉄筋二階建ての駐車場建設が合併特例債を充てて当初予算に計上されました。私ども日本共産党・住民協働市会議員団は、不要不急の箱物建設事業であると指摘をし、また景観上も問題があるとし、投資対効果から見れば、極めて無駄な事業であるなどと指摘をし、削除を求めて当初予算に反対をしてきたところでございます。その後、全会一致で付帯決議も行われてきました。今回の補正におきまして、この駐車場建設が白紙撤回をされております。予算を削除され、対応されていることを高く評価するものでございます。

また、今、補正予算案におきまして、職員の給与改定に伴います人件費にかかわる補正が行われております。先ほどの給与条例の一部改正案の討論におきましても指摘がされてきましたように、今回の給与構造のこの改定は生涯賃金の大幅な引き下げにつながる重大な労働条件の変更であります。今補正予算で、一般会計が支弁する人件費補正は、給料におきましては３５７万円の増と、職員手当では６４２万円の減額、共済費につきましては４１２万円の増で、差引１２７万円の増額補正となっております。金額的には多額の補正とはなっておられませんけれども、労働条件の変更は労使合意が基本というルールを踏まえた、その結果の予算計上であるかといえ、大きな問題であると、まず指摘しておきたいと思っております。また４町合併に伴います各町職員の給与決定につきましても、不平が生じているとの、職員の不公平が生じているとの職員の疑問や不満が鬱積し、噴出をしております。職務の遂行や勤労意欲にも支障をきたしかねない現状だと聞いております。南丹市職員の給与水準は、ラスパイレス指数におきましても８６と低いものでございます。職員間の格差を残し、不公平感を残したままのこの今の状況では、市民のサービスの低下をきたし、南丹市の活性化を阻害していくことにつながってまいります。合併時に適正な職員の労働条件の一体化への改善を求め、私ども質してきたところでございますが、十分な対応がこの間されてこなかったということではないかと思うわけであり、このこうした現状で進むとしますと、内部に大きな課題を抱えたまままで南丹市は船出をしたということになります。特に合併で異なります給与水準の４町の職員を一つの南丹市職員給与体系に不公平感なく一体化していくためには、職員組合との協議合意を前提にして、合併直後のこの時期最大限、力を集中して、職員が納得できる一体化に向けての対応が必要だと考えるものであります。

特にこの点を除けば、予算全体を見渡し、妥当な予算と判断をし、賛成討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） ほかに討論ございませんか。

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず、議案第224号から議案第242号までのうち、議案第226号及び議案第237号を除く、条例の改正等17件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 芳治君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第226号及び議案第237号の条例の制定等2件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高橋 芳治君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第243号から議案第251号までの補正予算9件を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 芳治君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第253号

○議長(高橋 芳治君) 次に、日程第3、議案第253号を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長(佐々木 稔納君) ただいま上程いただきました議案第253号の議決を求める件について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第253号、南丹市自治功労者の表彰につきましては、先に議案第223号でご同意いただきました南丹市自治功労者の表彰につきまして、1名の追加を行うものであります。

箱田博治氏は、旧美山町収入役を6年6ヶ月、助役兼収入役を2年3ヶ月、通算して8年9ヶ月在職され、合併により失職されました。旧美山町表彰規定第3条第1項第2号において、8年以上助役または収入役の職にあった者は自治功労者の資格を得ることとなっており、南丹市表彰条例附則第3項に該当し、合併前の規則等の規定により、表彰の資格を有することとなるものであります。

そのご労苦に報いたいと存じますので、何とぞご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第253号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第253号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

それでは、議案第253号について採決いたします。

本案は原案のとおり、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、議案第253号については原案のとおり、同意することに決しました。

日程第4 議案第254号

○議長（高橋 芳治君） 次に、日程第4、議案第254号を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただいま上程いただきました議案第254号、南丹市特別職員及び教育長の給与の額の特例に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

南丹市の合併協議において、現行の給料において決定をされたところではありますが、合併調整結果により新市において特別職報酬等審議会を設置し、速やかにその適正化に勤めることとされておりましたので、本年8月8日に特別職報酬等審議会を設置し、特

別職の報酬及び給料について諮問を行い、10月30日に給料額等の答申を受けたところであります。このたび本市の厳しい財政事情等を勘案し、自主的に私並びに助役、参与及び教育長の給料額を、平成19年1月1日から当分の間100分の10の減額を行いたいと考え、本条例を制定しようとするものであります。なお、ご答申をいただきました内容につきましては、今なお検討を行いたいと考えております。

何とぞ、ご審議を賜り、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第254号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第254号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に、ご質疑ございませんか。

八木眞議員。

○議員（22番 八木 眞君） ただいまの市長俸給の引き下げについて、お尋ねをいたします。

合併協で問われたこととはいえ、本来個人の俸給の減額は何らかの失政による財政事情の責任を持って行うというのが本当の姿ではなかろうか。特に公務員であられる市長におかれましても同じであり、軽々しくやるものではない。特に審議会において大きな理由もなく、今回のことが行われたことに非常に違和感を持つ。また財政事情の理由をもってなされるというのならば、給与を半分に下げてもやらねばならないのが本来であり、ただいまの10%で議員を除く特別職でわずか月33万円である。南丹市の基本的な財政需要額は110億、歳入は38億、こういった状況の中で、いかにパフォーマンス的であるかということが分かる。しかもこのことにより、議員にも下げざるを得ないような状況を作り出す。議員にとっては大変厳しい状況におかれるものである。申すまでもなく、この経済社会本流の中において、唯一的な民主主義の代名詞といわれる選挙でもって選ばれる議員の公給も下げざるを得ない状況、このことは多くの市民住民の皆様の方々の代弁者として、個人的に多額の経費を余儀なくされ頑張っている議員をも下げざるを得ない状況となったことに、このことをいかがお考えかと尋ねる。

また、このことは職員の皆さま方の給与の引き下げにもつながるものと考えております。いかがお考えか、お聞かせ願いたい。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただいまの八木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

このたびの条例制定につきましての趣旨につきましては、先ほど提案理由の説明で申し上げましたとおり、本市の厳しい財政事情等に勘案しということで提出させていただきましたのでございます。私自身、就任以来大変厳しい財政状況につきましては、本議会におきましてもそれぞれの議員の皆さま方からご提議を賜っており、また私自身も日頃の市政遂行上、大変厳しい状況である、こういったことを十分考えながら今回の条例改正について提出させていただいた次第でございます。なお職員の影響につきましては、これは職員給与というのは別途、今回の条例でも、条例案として提出し、先ほどご承認を賜ったところでございますが、これは公的な形で議案の審議を得て行うものでございまして、これとかかわり合うものはないというふうに考えております。

また、議員の皆さま方の件につきましては、ご承知のとおり報酬審議会において、私どもと同様に諮問があったところでございますけれども、議会と、また行政というこの立場を十分踏まえて、私は対応したいという思いの中でおりますので、申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） ほかに質疑はございませんか。

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

通告に基づき発言を許します。

21番、松尾武治議員。

○議員（21番 松尾 武治君） それでは、南丹市特別職員及び教育長の給与の額の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

市長、助役、参与及び教育長の給与減額には、一定の根拠があると思うが、主旨説明では明確な理由が述べられておりません。佐々木市長は市政運営において、どのような責任を感じて減額されるのでしょうか。南丹市の財政が厳しいのは市長の就任時から変わらない事実であり、今回の減額は4人で月額32万9,000円となるが、減額以上の財源確保等で市民にその姿勢を示すのが第一義と考えております。今回の議案が、財政難に取り組む市長はじめ、理事者の市民向けのパフォーマンスに終わることなく、南丹市市民の暮らしを守る施策の遂行に、手段を選ばない努力を望みますとともに、市民の暮らしを守り、南丹市の限りない発展のためにも、あるゆるしがらみを捨てて、市長自らが財源の獲得に奔走していただきたいことと考えております。

以上の願いを込めまして、賛成の討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

それでは議案第254号について、採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 芳治君) 起立全員であります。

よって、議案第254号については原案のとおり可決されました。

○議長(高橋 芳治君) ここで暫時休憩とします。

11時20分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前11時08分休憩

午前11時21分再開

○議長(高橋 芳治君) それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第5 議第6号 南丹市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について

○議長(高橋 芳治君) 次に日程第5、議第6号「南丹市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

谷議員。

○議員(23番 谷 義治君) 議席番号23番の谷義治でございます。

ただいま議題となりました議員提出議案、議第6号、南丹市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を行います。

我々議員は、本年2月、市民の皆さまの大きな期待を受け、最初の市会議員として今日まで各種の活動を行ってまいりました。とりわけ新生南丹市政を取り巻く状況は、誠に厳しいものがあり、この打開に向けた行財政改革は喫緊の課題と認識するところであります。また差し迫った来年度予算をどう編成されるのか、市長も大変頭の痛いところと推察いたします。一方、来年度は所得税の定率減税が廃止され、住民負担の増加は確実であります。また、格差社会が進行するなか、地方の住民にとってはそのしわ寄せが顕著かするのではないかと危惧するところであります。そこで社会経済情勢や自治体の財政を巡る実情を直視し、この厳しい時代を乗り越えるため、まず隗よりはじめよで我々議員が行動を起こすことが今、必要ではないかと考え、後ほど他の議員からの提案が予定されております議会活性化対策特別委員会の設置とも併せまして、ここに議員報酬の減額を実施いたしたく、提案するものであります。そして、市民の皆さまとの信頼の絆をより強め、南丹市政の発展に努力することを申し述べ、提案説明といたします。

何とぞご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 芳治君) 提出者の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) ご異議なしと認めます。

よって、議第6号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議員ご苦労さまでした。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、議第6号については採決いたします。

議第6号「南丹市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 芳治君) 起立全員であります。

よって、議第6号「南丹市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議第7号 特別委員会の設置について

○議長(高橋 芳治君) 次に、日程第6、議第7号「特別委員会の設置について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

22番、八木眞議員。

○議員(22番 八木 眞君) 今春、市民の皆さまから付託を受け、南丹市最初の議会議員として議会活動を行ってまいりました。南丹市の財政は予想以上に厳しい状況となっており、喫緊の課題として行財政改革を進めねばならないと考えております。また議会においても地方分権に対応した新しい地方議会のあり方や、より一層市民の付託に応える議会となるべく、議会及び議員の活性化を図ることが求められており、地方自治法110条及び南丹市議会会議規則第14条の規定に基づき、9名からなる議会活性化対策特別委員会の設置を提案するものであります。

まず1、理由として議会のあり方。2、議員俸給の適正基準の検討。3、政務調査費の創設。4、議員定数問題。5、議会事務局の充実。6、議会による行財政対策の進め

方。ほか議運、幹事会等でなかなか相談できにくい会派を越えた研究、検討を行う会といたしたい、このように思いまして提案をさせていただきました。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議員ご苦労さまでした。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結します。

それでは、議第7号について採決いたします。

議第7号「特別委員会の設置について」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、議第7号「特別委員会の設置について」は、原案のとおり可決されました。

この場で暫時休憩とします。

午前 11 時 29 分休憩

.....

午前 11 時 33 分再開

○議長（高橋 芳治君） この場の暫時休憩をときます。

改めて、暫時休憩といたします。

2名の方から幹事会を開催してほしいという申し入れがありましたので、幹事会を開催させていただきます。休憩中に。

午前 11 時 33 分休憩

.....

午前 11 時 53 分再開

○議長（高橋 芳治君） 休憩をとき、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、設置されました特別委員会の委員の選任については、南丹市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が議会に諮って指名することとなっております。

お手元に配布した名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) ご異議なしと認めます。

よって、特別委員会委員はお手元に配布した名簿のとおり、選任することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

1時から再開したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

午前 11時53分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長(高橋 芳治君) 休憩前に引き続き、会議を続行します。

先ほどの特別委員会で互選いただきました委員長、副委員長を局長から報告させます。

○事務局長(勝山 秀良君) それでは報告させていただきます。

委員長面村則夫議員、副委員長中井榮樹議員。

以上でございます。

○議長(高橋 芳治君) ご苦勞ですが、よろしくお願いいたします。

日程第7 閉会中の継続審査並びに調査申し出について

○議長(高橋 芳治君) 次に日程第7「閉会中の継続審査並びに調査申し出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元配布の文書のとおり、閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、取り計らうことにいたして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) ご異議なしと認め、さよう決めます。

日程第8 京都中部広域消防組合議会議員の辞職について

○議長(高橋 芳治君) 次に、日程第8「京都中部広域消防組合議会議員の辞職について」を議題といたします。

本日付けをもって、京都中部広域消防組合議会議員の森為次議員より辞職願が提出されました。

森為次議員の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長(勝山 秀良君) 朗読いたします。

辞職願、今般、都合により、平成18年12月31日付けをもって、京都中部広域消防組合議会議員を辞職いたしたく、許可されるようお願い出ます。南丹市議会議員、高橋芳治様、平成18年12月21日、南丹市議会議員、森為次。

以上であります。

○議長（高橋 芳治君） お諮りいたします。

森為次議員の京都中部広域消防組合議会議員の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認めて、許可することに決めます。

続いて、同じく本日付け京都中部広域消防組合議会議員の仲村学議員より辞職願が提出されました。

仲村学議員の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（勝山 秀良君） 朗読いたします。

辞職願、今般、都合により、平成18年12月31日付けをもって、京都中部広域消防組合議会議員を辞職いたしたく、許可されるようお願い出ます。南丹市議会議長、高橋芳治様、平成18年12月21日、南丹市議会議員、仲村学。

以上であります。

○議長（高橋 芳治君） お諮りいたします。

仲村学議員の京都中部広域消防組合議会議員の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認めて、許可することに決めます。

次に人権擁護委員候補者の推薦について、市長より人権擁護委員法第6条第3項の規定により、お手元に配布のとおり、同委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求められています。

本件につきましては、異議がないとの意見を述べることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 異議がないようでございますので、さよう取り計らいます。

○議長（高橋 芳治君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、平成18年第4回南丹市議会12月定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後1時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 高橋 芳治

南丹市議会議員 川勝 眞一

南丹市議会議員 中井 榮樹